

公益財団法人宮崎文化振興協会

平成30年度 第2回理事会議事録

1. 日 時 平成31年3月19日(火) 午後2時27分～午後4時35分

2. 場 所 宮崎市宮崎駅東1丁目2-7 宮崎中央公民館 2階中研修室

3. 出席者 理事現在数 10名 定足数 6名

出席者

佐伯 公博 小泉 英一 石本 由美子 片野坂 千鶴子
河野 重臣 中山 隆 布施 伊夜子 向井 好美

以上8名

(定款第31条第2項の規定による定足数を充足)

監事出席

酒匂 俊宏 野村 修

以上2名

同席者

(公財)宮崎文化振興協会事務局 次長兼経営戦略課長 和田 尚子

他 12名

計 23名

4. 議案

- 第1号議案 平成31年度事業計画書(案)について
- 第2号議案 平成31年度収支予算書(案)について
- 第3号議案 宮崎科学技術館35周年記念事業準備資金上限額変更について
- 第4号議案 宮崎市佐土原歴史資料館30周年記念事業準備資金の保有について
- 第5号議案 宮崎市天ヶ城歴史民俗資料館30周年記念事業準備資金の保有について
- 第6号議案 施設管理運営事業積立資産取崩しについて
- 第7号議案 特定費用準備資金の積立額について
- 第8号議案 大淀川学習館25周年記念事業準備資金取崩しについて
- 第9号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会就業規則改正について
- 第10号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会舞台技術職員就業規則改正について
- 第11号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会契約職員就業規則改正について
- 第12号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会無期転換職員就業規則改正について
- 第13号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会非常勤職員就業規則改正について
- 第14号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会臨時職員就業規則改正について
- 第15号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会処務規程改正について
- 第16号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会給与規程改正について

5. 報告事項

- 報告事項1 宮崎市指定管理者の申請結果について
- 報告事項2 職務執行の状況について

6. 議長選任の経過

司会が開会を宣した。次に定款第33条第3項により理事長 佐伯公博が議長を務めること及び定款第31条第2項により会が有効に成立していることを告げ、議長の進行により議案の審議に入った。

7. 議事の経過要領及びその結果

議長は、定款第34条第2項に基づき、理事長 佐伯公博と監事 酒匂俊宏、監事 野村修が議事録署名人になることを告げ、次の16議案及び報告事項について審議した。

(議案)

第1号議案 平成31年度事業計画書(案)について

平成31年度事業計画書(案)について、事務局長及び各館長から説明を行った。審議後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第2号議案 平成31年度収支予算書(案)について

平成31年度収支予算書(案)について事務局から説明を行った。本議案に関連して次の質疑応答があった。

(向井理事) 光熱水費が落ちたとのことだが契約先は新電力会社なのか。

(事務局) 平成29年度に初めて電力契約の入札を行い、30年度は新電力会社エネサーブ株式会社、31年度からは九州電力との契約になる。

質疑応答後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第3号議案 宮崎科学技術館35周年記念事業準備資金上限額変更について

宮崎科学技術館開館35周年記念事業準備資金上限額変更について事務局から説明を行った。説明については、関連する3号議案から7号議案まで一括で行われた。本議案に関連して次の質疑応答があった。

(河野理事) 特定費用準備資金とは目的をもって積み立てるとのことだが、例えば、財政調整のための基金積み立て等は公益法人はできないものなのか。

(事務局) 財政調整のための積立とは、現在協会が保有している施設管理運営事業積立金がそのような目的の積立で、平成26年度までは余剰を積み立てていたが、公益法人に移行後、県からの指導で目的を持った積立をするようになった。固定資産を取得するための積み立てについては、公の施設の財産を公益法人が取得するというのはおかしいということで、協会としては周年事業の積み立てをしていくしかないと考えている。

(酒匂監事) 施設管理運営事業積立資産の取崩しは収入にはあたらないのか。

(事務局) 取崩しは収入にはあたらない。会計上の収入というより別段預金を取り崩して特定費用準備資金に充てることで収支相償の計算上控除にあたる。

(酒匂監事) 収支予算上では800万円近い足りない形での予算になっている一方で今年度1000万円以上積み立てるのは、収支自体に影響は出ないか。

(事務局) 予算のマイナスには減価償却費が入っている。また、今回提案した積立額は上限額として示している。電気料が月に600万円程度、決算見込みを作成した時点で2ヶ月分は見込みで入れているため、たとえ電気料が1割カットされればそれだけで収支相償のマイナス分を相殺してしまう。

質疑応答後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第4号議案 宮崎市佐土原歴史資料館30周年記念事業準備資金の保有について

宮崎市佐土原歴史資料館30周年記念事業準備資金の保有について事務局から説明を行った。審議後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第5号議案 宮崎市天ヶ城歴史民俗資料館30周年記念事業準備資金の保有について

宮崎市天ヶ城歴史民俗資料館30周年記念事業準備資金の保有について事務局から説明を行った。審議後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第6号議案 施設管理運営事業積立資産取崩しについて

施設管理運営事業積立資産取崩しについて事務局から説明を行った。審議後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第7号議案 特定費用準備資金の積立額について

特定費用準備資金の積立額について事務局から説明を行った。審議後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第8号議案 大淀川学習館25周年記念事業準備資金取崩しについて

大淀川学習館25周年記念事業準備資金取崩しについて事務局から説明を行った。本議案に関連して次の質疑応答があった。

(中山理事) 取崩した400万円は、予算に反映しているのか
取崩収入というのは予算書には入っているのか
(事務局) 費用は反映されている。取崩は収入には入っていない。

(河野理事) 講演会で呼ぶ人は誰を想定しているのか。
(事務局) 大淀川学習館としては、子供たちの人気も高い「さかなくん」を考えている。スケジュールを早く押さえたいが、3か月前からしか押さえることができないので、相手方事務所と打ち合わせを続けている。会場はオルブライトホールくらいの大きさを想定している。

質疑応答後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第9号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会就業規則改正について

公益財団法人宮崎文化振興協会就業規則改正について事務局から説明を行った。説明については、関連する9号議案から14号議案まで一括で行われた。
本議案に関連して次の質疑応答があった。

(河野理事) それぞれの施設での専門性を高めるため、職員の資質向上、職員待遇に関して協会の考えを伺いたい。
(事務局) 職種の問題については、市に合わせて協議しながら考えていく。職員の処遇改善について、給与表の見直しを次の理事会などで提案できればと考えている。
(理事長) 協会契約職員は法改正に伴い設置した無期転換職員へ来年度18名が転換することになる。

質疑応答後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第10号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会舞台技術職員就業規則改正について

公益財団法人宮崎文化振興協会舞台技術職員就業規則改正について事務局から説明を行った。審議後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第11号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会契約職員就業規則改正について

公益財団法人宮崎文化振興協会契約職員就業規則改正について事務局から説明を行った。審議後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第12号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会無期転換職員就業規則改正について

公益財団法人宮崎文化振興協会無期転換職員就業規則改正について事務局から説明を行った。本議案に関連して次の質疑応答があった。

(向井理事) 40人のうち18人が無期転換職員に転換とのことだが、それ以外は理由があつて転換しないのか。

(事務局) 無期転換への条件は「勤務年数5年を経過した職員が6年目に申し出ること」であるため、それ以外はまだ5年に満たない職員である。

(酒匂監事) 対象になった職員は全員転換しているのか。

(事務局) 今回は全員無期転換した。

質疑応答後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第13号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会非常勤職員就業規則改正について

公益財団法人宮崎文化振興協会非常勤職員就業規則改正について事務局から説明を行った。審議後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第14号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会臨時職員就業規則改正について

公益財団法人宮崎文化振興協会臨時職員就業規則改正について事務局から説明を行った。審議後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第15号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会処務規程改正について

公益財団法人宮崎文化振興協会処務規程改正について事務局から説明を行った。審議後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第16号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会給与規程改正について

公益財団法人宮崎文化振興協会給与規程改正について事務局から説明を行った。審議後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

報告事項1 宮崎市指定管理者の申請結果について

専務理事兼事務局長 小泉英一から、宮崎市指定管理者の申請結果について報告があった。

報告事項2 職務執行の状況について

専務理事兼事務局長 小泉英一から、職務執行の状況について報告があった。

その他について、何かないか議長から理事に尋ねたところ、以下のような質疑応答があった。

(石本理事) 平成31年度事業計画で、みやざき歴史文化館が平成31年度に閉館で3月1日にイベントを考えているとのことだが、3月31日をもって終わるといふことでいいのか。最後の式典等は特別計画してないのか

(事務局) 次の遊古館の指定管理の申請に向けて動いている。みやざき歴史文化館の具体的な閉館スケジュールについて、市からは具体的には提示されていない。もしかすると文化財課が何か考えているかもしれないので協議しながら進めていきたい。

(石本理事) 運営する保育園が近くにあり、利用もたくさんさせてもらったので、何か式典等あるなら協力をさせてもらいたい。

(野村監事) 科学館35周年記念事業で「はやぶさ2の軌跡」というものがあるが、35周年より前から結果等出てくるだろうから、随時何がしかのイベントを考えていただければと思う。

(事務局) はやぶさ2のミッションに宮崎出身の人が関わっていることもあるので、その人を窓口に関わればと思う。

(酒匂監事) 予算書の名前が収支予算書となっているが、現状は正味財産増減に関するものになっている。文言については変えたほうが良いのではないか。
第8号議案で取崩を提案しているが、第2号議案ではこの取崩したものを反映させて予算を作成している。第2号議案が通れば第8号議案は通ったことになるのではないか。順番を考える必要があるのではないか。

(理事長) いただいたご意見を十分に反映させたいと思います。

以上をもって議案の審議等を終了したので、午後4時35分に司会が閉会を宣し、解散した。

上議決を明確にするため、本議事録を作成する。

なお、以上この議事録が正確であることを証するため、理事長及び出席した監事は次とおり署名する。

平成31年3月 28日

公益財団法人宮崎文化振興協会 平成30年度 第2回理事会

理事長 佐伯公博

監事 酒匂俊宏

監事 野村 修